ファイル名 : H245
解像度(DPI) : 300
フォームサイズ : A4
使用フォント : NONE
使用ロゴ : NONE
使用タイル : NONE
使用グラフィック : NONE
使用カラー : NONE
ファイルサイズ(Bytes) : 188763

用紙サイズ : A4
Nアップ : 1UP
スケール(%) : (100,100)

印刷モード : SIMPLEX
コピー部数 : 1

（公印省略）

日常生活用具（紙おむつ）の申請について（御案内）

なお、この案内は紙おむつが必要と思われる方に送付しています。紙おむつが不要な方は、申請をしていただく必要はありません。

記

1　提出書類

（１）豊田市障がい者日常生活用具給付等申請書
※別紙の「記入例」を参考にしていただき、記入漏れのないように御注意ください。
※必ず自署してください。自署が困難な場合は代筆及び押印をお願いします。

（２）業者が作成した見積書
１度に６か月分を申請することができます。ただし、見積書は１枚に２か月分の紙おむつの必要量までとしてください。

2　提出期限

紙おむつの必要な月の１０日まで

※１０日が休日の場合は翌営業日

3　提出方法

郵送により提出

※同封の返信用封筒を御利用ください。

4　その他

（２）給付が決定しましたら、障がい福祉課から決定通知書と給付券を交付しますので、業者から紙おむつを購入した上で、給付券に記載された自己負担額をお支払いください。
（３）基準額及び対象品目については、別紙を御確認ください。

【問合せ・提出先】
豊田市役所　障がい福祉課　日常生活用具担当
電　話　（０５６５）３４－６７５１
ＦＡＸ　（０５６５）３３－２９４０
E−mail　shougai_hu@city.toyota.aichi.jp